

## 流山市自転車ネットワーク計画（案）説明会（質疑概要）

日 時 令和3年3月6日（土）午前10時～11時

場 所 流山市役所第2庁舎3階301会議室

参加者 6名（市内在住者）

事務局 遠藤道路建設課長、高梨係長、高梨主査

配布資料

- ・次第
- ・流山市自転車ネットワーク計画（案）
- ・流山市自転車ネットワーク計画（案）概要版

議事録

### 1 流山市自転車ネットワーク計画（案）について説明

流山市自転車ネットワーク計画（案）（以下、「本計画（案）」とする。）について市より説明を行った。

説明においては、スクリーンに概要を表示した上で、内容説明を行った。

### 2 質疑応答

本計画（案）に関する内容を掲載しています。

No.	質問	回答
1	自転車専用通行帯の1.5mとは、どの範囲のことをいうのか。	外側線の歩道側から縁石の側面の実際の通行部分で、歩道部は含まない。
2	自転車歩行者道の暫定併用の自転車の歩道通行は、道幅が広く、自転車通行可の標識がある道路ということか。	その通り。ただし、標識がある場合でも十分な歩道幅があるとは限らない。道路構造令では3mが必要とされているが、過去に設置した場所では1.5mの箇所も存在する。
3	おおたかの森周辺には、自転車歩行者道となっていない広い歩道があるが、今後自転車歩行者道となるのか。	自転車は原則車道通行としているため、「設置の予定はない」と警察から聞いている。

No.	質問	回答
4	歩道が広くても自転車は歩道を走ってはいけないということか。	原則歩道は走れない。ただし、道路交通法では、13歳未満や70歳以上の場合は規制の有無に関わらず通行可能である。また、その他の人であっても、例えば路上駐車の際をすり抜ける等で危険と判断した場合は歩道を通ることが出来る。
5	自転車歩行者道の暫定併用の「規制が解除されるまで」とは、何をもってされるのか。	警察と整備時期等を協議した上、矢羽根を設置する。その後、警察が設置の効果を見極めて、規制を外す判断をする。また、地元への周知も行う。
6	道路幅員の調査はしているのか。	道路幅員は、代表的な箇所では位置付けているため、実施前に詳細な調査を行う。
7	矢羽根の設置に関して、道路構造令は遵守しているのか。	矢羽根設置については、道路構造令には記載がない。
8	5年後の検証とはどのようなことを考えているか。	計画（案）本編 P39 で、整備率が 50% に達した際に計画全体の評価を行うこととしている。
9	県道に接続する東深井の道路（東深井市野谷線の未着手区間）は、狭くて拡張しなければ矢羽根型路面表示、自転車歩行者道の暫定併用も設置困難ではないか。	矢羽根型路面表示、自転車歩行者道の暫定併用は、狭い道路においては、車道内に表示する。
10	実効性が乏しく、自転車は走らないのではないかと。	チラシ等を作成し周知、利用者の方々への意識・マナー向上を図る。

No.	質問	回答
11	<p>啓発だけでなく取り締まりが必要と考える。市道101号線開通の時に信号機を要望したが、事故があってから付いた。事故がどのくらいあったか知っているか。一年経たないうちに十数件あった。検証といっても本当にやるのか。</p>	<p>少なくとも3件はあったと思う。例を出していただいたが、計画を作成し、啓発活動をして、やり方を考える必要があるというご意見と受け止める。</p>
12	<p>柏、松戸と時期など連携は取れているのか。</p>	<p>隣接市とは協議を行った上で整備しよう連携を図っており、松戸市、柏市については、既に同様な計画があり、各内容を踏まえて本計画(案)を作成している。</p>
13	<p>江戸川沿いの遊歩道(自転車歩行者専用道路)について、自転車、歩行者を分けることは考えていないか。</p>	<p>現時点での予定はなく、通行規制であるため、ご意見は警察と情報共有する。</p>
14	<p>八木中学校周辺や通学路に関して、道路が狭くても路面表示を設置してもらいたい。</p>	<p>選定している路線から整備を進めていく。また、八木中学校の前の道路は、路線選定されており、矢羽根型路面表示になる。</p>
15	<p>自転車専用通行帯を設けられないところも多いのではないと思うが、路面表示は整備形態にかかわらず進行方向に向かって左側に必ず表示されるということか。</p>	<p>そのとおり。自転車専用通行帯が理想的と考えており、矢羽根型路面表示、自転車歩行者道の暫定併用は自動車と混在するため、安全性は劣ると考える。</p>

No.	質問	回答
16	歩道と車道の段差を無くしてほしい。後になって、段差を無くしているところもある。	新しい道路を作る際には、バリアフリーの観点から作っているが、2cmの段差は道路排水の為に必要である。バスロータリーなどで0cmというところも部分的にはあるが、全く無いというのは道路構造令の上でも難しい。
17	自転車は車道の左側を走ることになっているが、路面表示は両側セットで設置するということが。また、自転車専用通行帯の場合は白線と青線が引かれるということか。	両側セットで設置する。 自転車専用通行帯は、白線と青線を引く。
18	狭くてもいいから白線を引いて、車と自転車を分けたほうが良いと思う。	外側線の有無は、自動車の交通量による車道の幅員で決まる。
19	自転車歩行者道の暫定併用の規制が解除されれば、線を引いて矢羽根型路面表示にするということか。	そのとおり。自転車歩行者道の暫定併用は規制が解除されれば矢羽根型路面表示になる。
20	このネットワーク計画（案）は、既存の道路を色分けしているのみで、拡幅などは含まれていないのか。	自転車通行空間整備のために道路を拡幅することは考えていない。既存の道路又は計画されている道路を基準に計画（案）を作成した。
21	名都借跨線橋については、自転車歩行者道の暫定併用になるということか。	自転車歩行者道の暫定併用ではなく、自転車歩行者道としている。ここには歩道橋が付くため、押して通行する場合は歩道橋、乗って通行する場合は車道となる。

No.	質問	回答
22	<p>計画（案）の10ページの「市内の学校分布」には、中学校のみの記載で、15ページには小学校のみが記載されている。</p> <p>違いがあるのは、どのような理由か。</p>	<p>10ページに自転車の取り巻く環境という内容で、自転車で通学することを対象としたため、中学校以上を挙げている。</p> <p>15ページは、小学校の通学路を対象とした合同点検に基づいており、中学校以上は対象外である。</p>
23	<p>旧水戸街道について、流山市内はガードレールや縁石があって通りづらく、これらを取り除いて、矢羽根を書いていく整備を隣接市と一緒にやっていくのか。</p>	<p>県道松戸柏線は、既存の道路に表示することを考えている。国道であれば国、県道であれば県に整備をしてもらうことになる。なお、当該道路は、矢羽根型路面表示としているが、柏市、松戸市の計画と同様である。</p>
24	<p>県道の自転車通行空間整備は、県が行うことで、市はお願いをしていくということか。</p>	<p>そのとおり。あくまでもネットワーク計画を作成し路線を位置付けるのが市である。</p>
25	<p>松戸野田自動車道路や新川耕地の倉庫街の道路は選定されていないが、なぜか。</p>	<p>路線の選定は、計画案にある3つの条件に基づいて選定しており、目的地と居住地を結ぶ観点から、当該の道路は対象にならなかった。</p>